

長崎県美しい景観形成審議会委員の公募要領

長崎県では、「長崎県美しい景観形成推進条例」及び「長崎県屋外広告物条例」に基づき美しい景観形成に向けた各種事業等を行っています。

「長崎県美しい景観形成推進条例」は、美しい景観形成を総合的かつ計画的に進めることで、地域の特性を生かした景観の保全と創造を図り、県民が誇りと愛着を持つことのできる県土の実現、生活環境の向上並びに地域経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的としています。

「長崎県屋外広告物条例」は、良好な景観の形成と風致の維持及び公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物に関する規制を設けています。

「長崎県美しい景観形成審議会」は、屋外広告物の規制に関する重要事項及び景観形成計画の策定、まちづくり景観資産の登録、広域景観形成推進地域の指定、その他美しい景観形成及び屋外広告物に関する事項について、知事からの諮問を受けて調査審議するために、これらの条例に基づいて設置しているものです。

県では、審議会に参加し、ご意見をいただける方を広く県民の皆様から募集します。

募集要領は次のとおりです。

1. 募集期間

令和7年6月12日（木）～7月2日（水）※必着

2. 募集人数

4名程度

3. 応募資格

県内に居住している方で、ご自分で応募される場合に限りです。

4. 任期

令和7年の委員委嘱の日（8月＜予定＞）から令和9年7月31日まで

5. 活動内容

審議会に出席していただき、以下の事項について調査審議を行っていただきます。

- ① まちづくり景観資産の登録
- ② 広域景観形成推進地域の指定
- ③ 屋外広告物の禁止地域等の指定
- ④ 広告景観モデル地区の指定
- ⑤ その他美しい景観形成及び屋外広告物に関する施策全般

審議会は、年1～2回程度開催する予定です。審議会開催の際には、交通費等（県の基準による）をお支払いします。

6. 応募方法

「美しい景観形成審議会委員・応募申込書」に必要事項を記入し、下記テーマについて
800字程度の小論文を添えて、郵送によりお申し込み下さい。

なお、小論文の書式は自由です。

※ 原稿は返却いたしませんので、ご了承ください。

● テーマ「長崎県の景観の特色（優位性）と今後の課題について」

7. 選考：小論文による一次選考の後、面接（7月18日(予定)）により決定します。

選考の結果は本人に通知します。

※面接の際は、交通費（県の基準による）をお支払いします。

8. 応募先：〒850-8570

長崎市尾上町3-1

長崎県土木部 都市政策課 景観まちづくり班

(代表)095-824-1111 内線3151

(直通)095-894-3151

※ 照会先、申込書請求先も上記

公募要領及び応募申込書の様式は長崎県HP「長崎県の審議会」のページでも
ダウンロードできます。

<https://www.pref.nagasaki.jp/singi/index.php>

「長崎県美しい景観形成審議会」委員 応募申込書

ふりがな		
お 名 前		
生年月日	昭・平 年 月 日（ 歳）	男・女
ご 住 所	（〒 ） 電話 — —	
ご連絡先	（〒 ） 電話 — —	
略 歴		
活 動 経 験	国・県・市町村 等の委員、モニ ター等の経験	
	その他の 活動経験	

[記入上の注意事項]①「略歴」「活動経験」欄は差し支えない範囲で記入してください。

②「モニター等」には、協議会、懇話会等を含みます。

③「その他の活動経験」には、例えば、産業、福祉、文化、地域振興、環境、消費生活、青少年、女性団体やグループ・サークルでの活動経験、あるいは著作や講演等、主なものを記入してください。

[添 付 書 類] **小論文（８００字程度）**を添えて提出してください。

小論文テーマ

「長崎県の景観の特色（優位性）と今後の課題について」

[応 募 先] **【郵送】**〒８５０－８５７０ 長崎市尾上町３－１

長崎県土木部 都市政策課 景観まちづくり班

[応 募 期 限] **令和７年７月２日（水）必着**